

令和7年（2025年）1月15日

【大阪府内初】 出生届のオンライン手続きが可能になります

大阪狭山市では、令和7年2月1日からマイナポータルを利用し、オンラインで出生届の提出が可能になります。これにより、出産直後に窓口に行く負担が無くなります。

オンライン手続きに必要なもの

- ・ 医師または助産師が作成した出生証明書
- ・ マイナンバーカード（署名用電子証明書および利用者証明用電子証明書が有効なもの）
- ・ マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォンまたはパソコン・ICカードリーダー

オンライン手続きできる期間

- ・ 子が生まれた日から数えて14日以内（14日目が土・日曜日、祝日の場合は、翌開庁日）

オンライン手続きできる人（以下の条件をすべて満たす場合）

- ・ 届出人の本籍地が大阪狭山市であること
- ・ 届出人が生まれた子の父か母であること
- ・ 生まれた子の父母双方が日本国籍を有していること
（嫡出でない子の場合は、母が日本国籍を有していること）
- ・ 子の生まれた場所が日本国内であること
- ・ 子の名に使用する漢字がマイナポータルで使用可能な漢字であること

※システムでは入力できない文字でも、子の名に使用可能な場合があります。システムで入力できない場合は、窓口で届け出してください。

オンライン手続きの流れ

1. マイナポータルの出生届のページにログインする。
2. 画面に従って必要事項を入力する。
3. 出生証明書を撮影し、画像を添付する。
4. 全て入力を終わったら、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16桁）を入力し、申請情報を送信する。

問い合わせ 市民窓口グループ（担当／喜田） ☎072-366-0011